

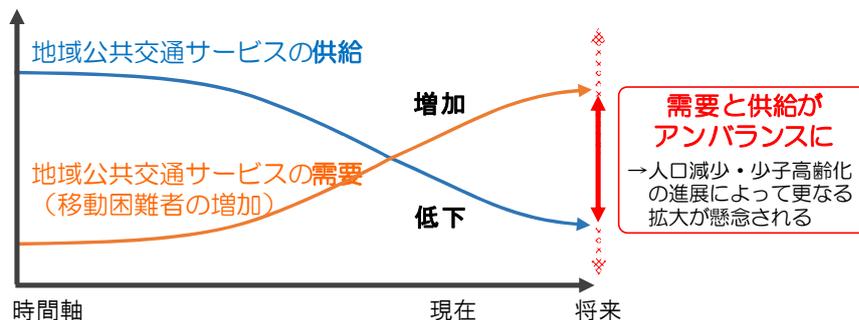
1. 計画策定の背景・目的

1) 計画策定の背景

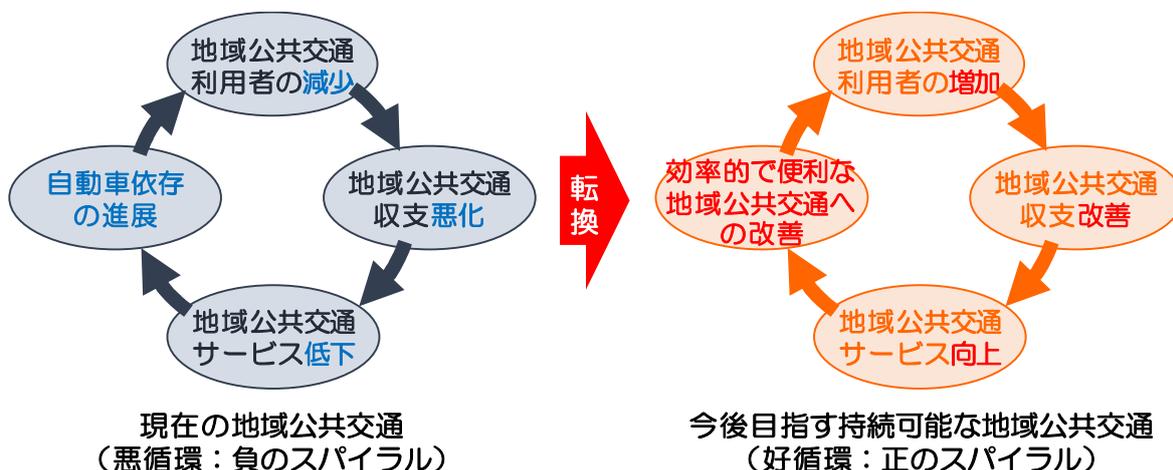
本市の地域公共交通は、鉄道・路線バス・タクシーからなる陸上交通や旅客船・フェリーの海上交通等の多様な交通手段で構成され、北部丘陵地域、尾道水道周辺の中心市街地から島しょ部に至る様々な地域特性を有する市域において、市民、来訪者の移動を支える重要な役割を担っています。

しかしながら地域公共交通の現状は、近年における急激なモータリゼーションの進展によって、自動車依存の状況が高まったことで、地域公共交通の利用者は年々減少しています。そのため、交通事業の収支は悪化し、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下を余儀なくされる悪循環（負のスパイラル）に陥っています。また、最近では人口減少、少子高齢化の進展に伴い、交通従事者の高齢化、雇用確保の問題によって、更なる地域公共交通サービスの低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生、高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な移動手段です。今後の人口推計では、全年齢において人口減少が進行する中、老年人口の割合は高い状況が続くと推計されており、高齢者を中心に地域公共交通の需要は今以上に高まっていくことが想定されます。



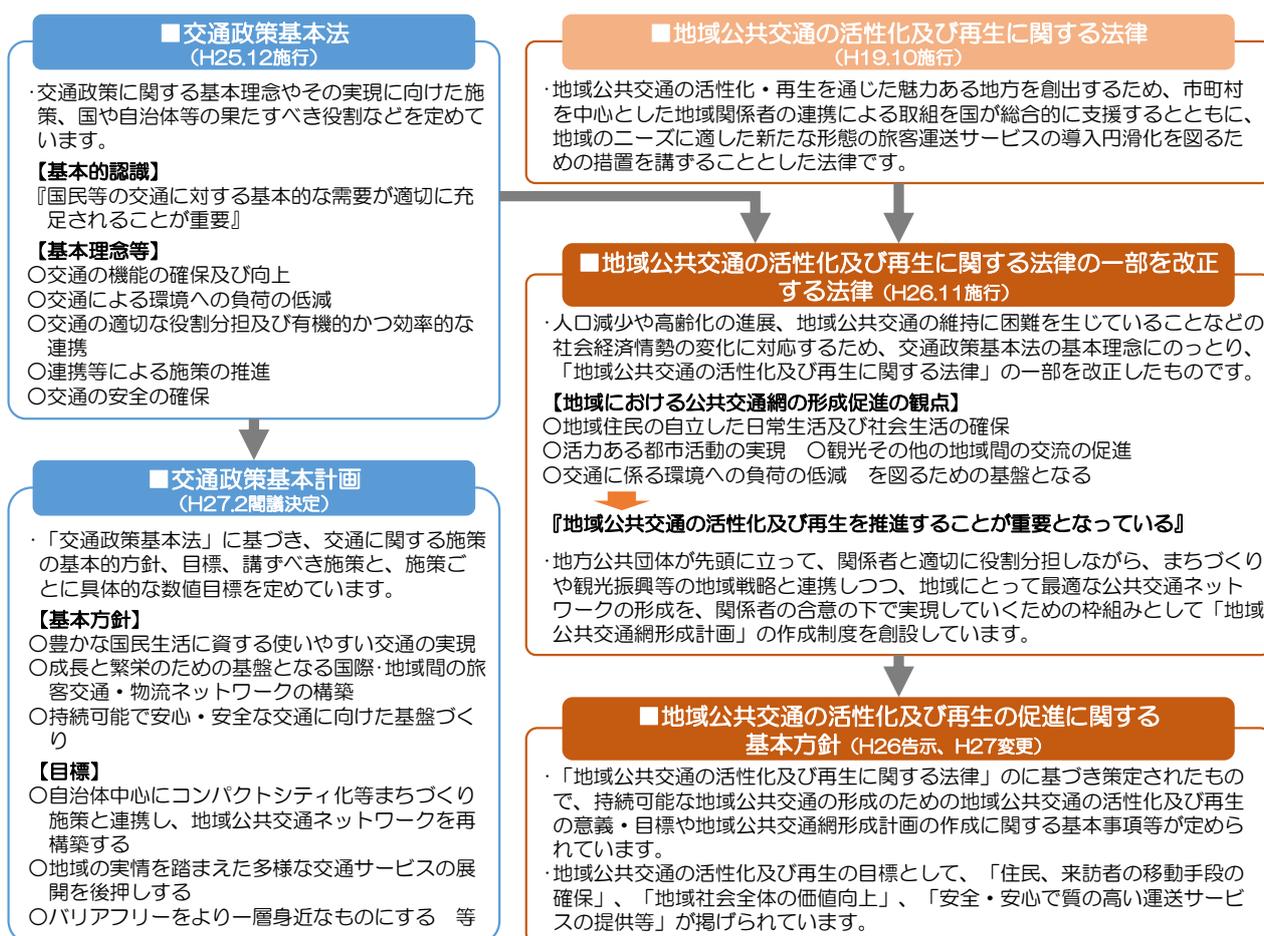
このような地域公共交通に対する需要に応えるためには、地域公共交通サービスの低下に歯止めをかけ、またその向上に対する取組が重要となります。そのために、持続可能な地域公共交通の実現に向け、効率的で便利な地域公共交通への改善によって利用者の増加を促し、地域公共交通サービス向上に繋がる好循環（正のスパイラル）への転換を図ることが必要です。



2) 国の動向

国における地域公共交通の対策としては、地域関係者が主体的に対策を講じていくための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び、交通政策の根幹となる「交通政策基本法」等の法整備が行われています。

平成26年11月には、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のため同法律を一部改正し、地方自治体において「地域にとって望ましい地域公共交通網のすがた」を明らかにする地域公共交通網形成計画を策定する制度が創設されました。



▲ 地域公共交通に関する法律等

【地域公共交通網形成計画とは（国土交通省資料より）】

地域公共交通網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」として役割を果たすものです。地域の取組が計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。

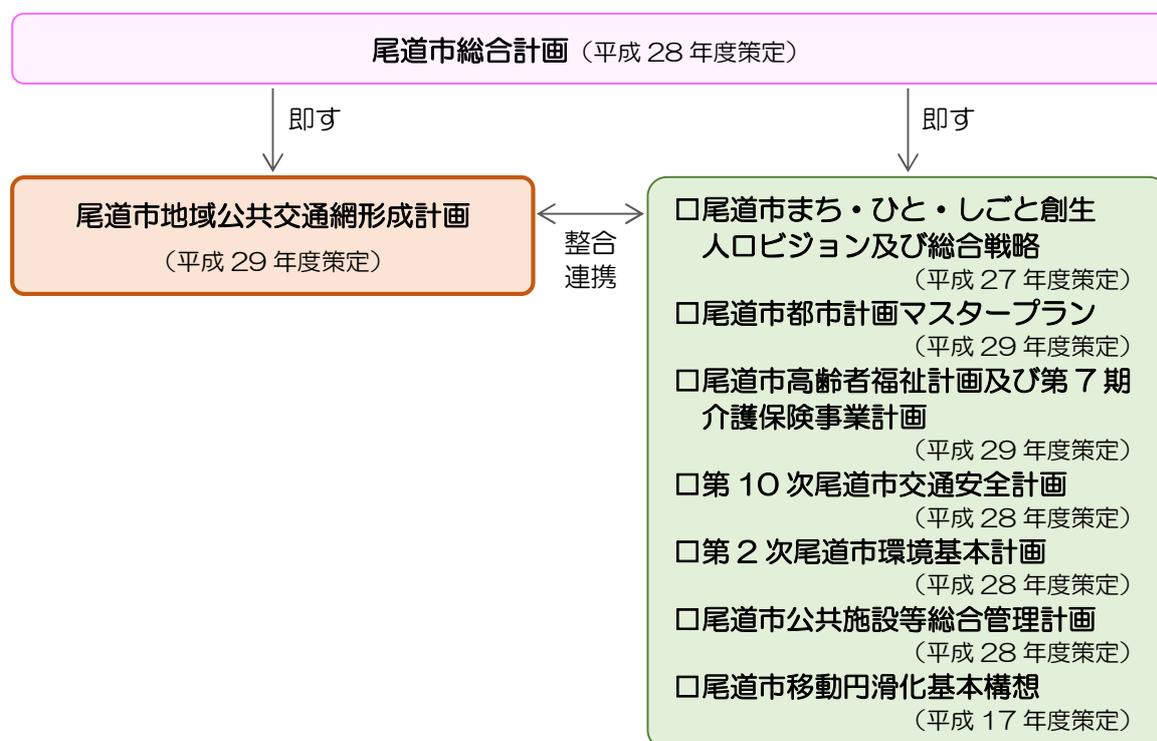
3) 計画策定の目的

人口減少・少子高齢化に対応した本市における地域公共交通の役割を明確にし、まちづくりの基盤である持続可能な地域公共交通網を形成するマスタープランとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」に基づき「尾道市地域公共交通網形成計画」を策定します。

なお、本計画は、尾道市地域公共交通協議会において、市民の意見を反映した計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「尾道市総合計画」、「尾道市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画を踏まえ、地域住民の暮らしを支える地域公共交通の維持・確保の視点、並びに高齢者等の交通弱者を含めた誰もが安心して移動できる環境づくりの視点など、将来のまちづくりとも連携して、本市における地域公共交通の方向性を定めるために策定します。



▲ 本計画と上位・関連計画との関係

3. 計画の区域

本計画は、尾道市全域を対象とします。

4. 計画の期間

本計画は、平成 30 年度～平成 34 年度の 5 年間を計画期間とします。

5. 計画の構成

本計画は、下図に示す内容で構成しています。

第1章 尾道市地域公共交通網形成計画について

・計画策定の背景・目的や、計画の位置づけ・区域・期間を整理しています。

第2章 上位・関連計画

・地域公共交通に関わる上位・関連計画から、まちづくりにおける「地域公共交通の位置づけ」を整理しています。

上位・関連計画による地域公共交通の位置づけ

第3章 地域概況

・尾道市の人口、主要施設分布など、地域概況を整理しています。

尾道市の地域概況

第4章 地域公共交通の現状

・尾道市の地域公共交通の現況を整理した上で、「地域情勢から地域公共交通に要請される事項」を整理しています。

地域公共交通の現状

地域情勢から地域公共交通に
要請される事項

第5章 地域公共交通の利用実態・ニーズ

・計画策定に当たって実施した下記の各種実態調査の結果をもとに、地域公共交通の利用実態やニーズを整理しています。

〔実施した実態調査〕

- ・市民・高校生・観光客アンケート調査
- ・利用団体・企業アンケート調査
- ・路線バス・航路利用者アンケート調査
- ・路線バス・航路利用者OD調査
- ・交通事業者意向調査
(ヒアリング・アンケート調査)

地域公共交通の
利用実態・ニーズ

第6章 地域公共交通の役割と課題

・「上位・関連計画による地域公共交通の位置づけ」と「地域情勢から地域公共交通に要請される事項」から、「地域公共交通に求められる役割」を明らかにしています。
・その上で、「地域公共交通に求められる役割からみた地域の移動実態」（役割の充足状況）を整理し、その結果をもとに「現況からみた地域公共交通の問題点」並びに「地域公共交通の課題」を整理しています。

地域公共交通に
求められる役割

地域公共交通に
求められる役割からみた
地域の移動実態

現況からみた
地域公共交通の問題点

地域公共交通の課題

第7章 地域公共交通網形成の基本的な方針

・地域公共交通に求められる役割や地域公共交通の課題をもとに、「地域公共交通のあるべき姿・基本方針」を設定しています。

地域公共交通の
あるべき姿・基本方針

第8章 計画の目標と評価指標

・地域公共交通のあるべき姿と基本方針を実現するため、計画期間中に達成すべき計画目標と、その達成状況を評価するための指標を設定しています。

計画目標

評価指標

第9章 目標達成のための施策

・地域公共交通のあるべき姿と基本方針の実現のため、計画目標達成のための施策を設定しています。

施策

第10章 計画の達成状況の評価

・本計画の達成状況を評価・検証し、適宜見直し・改善するための考え方を整理しています。

▲ 本計画の構成